

使用料・手数料の設定に関する基本的な考え方（案）

令和6年 月

名護市

はじめに

本市においては、公共施設の使用料や諸証明の発行などの手数料について、これまで統一的な基準がなく、多くは近隣市町村との比較や、類似施設との均衡等を主な理由として設定されてきました。また、定期的に見直しを行う仕組みが構築されていないことから、一部を除き、物価変動などの社会情勢が変化する中においても、長年の間、据え置いてきました。

そこで、本市としてオンライン手続きや電子決済等の時代のニーズに合わせた行政サービスの提供も見据え、公共施設の運営管理や諸証明の発行などの行政サービスのコストを把握し、行政サービスに応じた受益者負担の適正化を図ることにより、行政サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保すること及び利用者負担の適正化を図ることを目的とし、使用料及び手数料（以下使用料等）の設定の統一的な考え方となる「使用料・手数料の設定に関する基本的な考え方」を示します。

1. 使用料等の設定に関する基本的な考え方

(1) 受益者負担の公平性（受益者負担の原則）

使用料は、公の施設等の利用者（受益者）からその利用の対価として負担いただくものであり、手数料は、各種証明や許認可など特定の者に提供する行政サービスに対し、利用者（受益者）からその役務に必要な経費として負担いただくものです。受益者の立場に立った場合、その使用料等は安価であることが望まれますが、受益者の負担で経費を賄えない場合は、公の施設等の維持管理経費や役務に必要な経費は、公費（税金）で賄われることとなり、市民全体の負担となります。そこで、受益者とそれ以外の者との「負担の公平性」を確保するため、受益者に応分の負担を求める「受益者負担の原則」を踏まえた考え方を基本とします。

(2) 算定方法の明確化

受益者負担の原則に基づいて受益者に応分に負担を求めるためには、その理解を得るために透明性と公平性を確保する必要があります。そこで、施設利用や役務の提供に係る原価（コスト）を明らかにし、原価と受益者負担に基づく統一的な算定の考え方を示します。

(3) 定期的・継続的な見直し

市民ニーズや社会情勢の変化により、行政サービスの提供方法やそれに要する経費等にも変

化が生じることが想定されることから、定期的・継続的に使用料等の妥当性を確認し、見直しを検討する必要があります。

使用料等の妥当性の確認は、原則として3年毎に実施することとし、現行の料金と本考え方により算出した料金を比較して「概ね±20%」を超えるかい離が生じている場合に見直しを検討することとします。

(4) 経費節減、サービス向上の取組

使用料等については、受益者負担を原則とするため、市は施設の維持管理等や行政サービスの提供に要する費用の削減、市民の利用満足度や施設稼働率向上など、引き続き可能な限り努力する必要があります。

その上で、利用者（受益者）が応分の費用を負担することにより、行政サービスの質が維持されることとなり、継続的な市財政の健全化が可能となることから、常にコスト削減を意識する必要があります。

2. 使用料の設定の考え方について

(1) 本考え方の対象となる使用料

地方公共団体の行政財産の使用又は公の施設の利用につき、地方自治法第225条の規定に基づき、使用者又は利用者からその対価として徴収するもので、条例によって定められている料金とします。ただし、以下については対象外とします。

○法令等で算定方式が定められているもの（例）市営住宅等

○土地や建物の貸付料としての性格が強く、原価となるべき経費がそもそも存在しないもの
（例）道路占用料等

○別の基準により定められているもの、又は本方法による算定等が適切ではないもの
（例）上下水道料金、斎場使用料等

地方自治法（抜粋）

（使用料）

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(2) 使用料の算定方式

使用料は、「原価」と「受益者負担割合」に基づく算定方式とします。

$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}$
--

(3) 原価の算定

原価に算入する経費は、サービス提供や経常的な維持管理・運営に要する「人件費」と「物件費」とします。ただし、土地や建物の取得に係る経費等については、「公の施設」の設置目的等を勘案し、公費で負担すべき費用として原価に算入しないこととします。

原価は、直近3年間の決算（実績）額を考慮して算定するものとします。

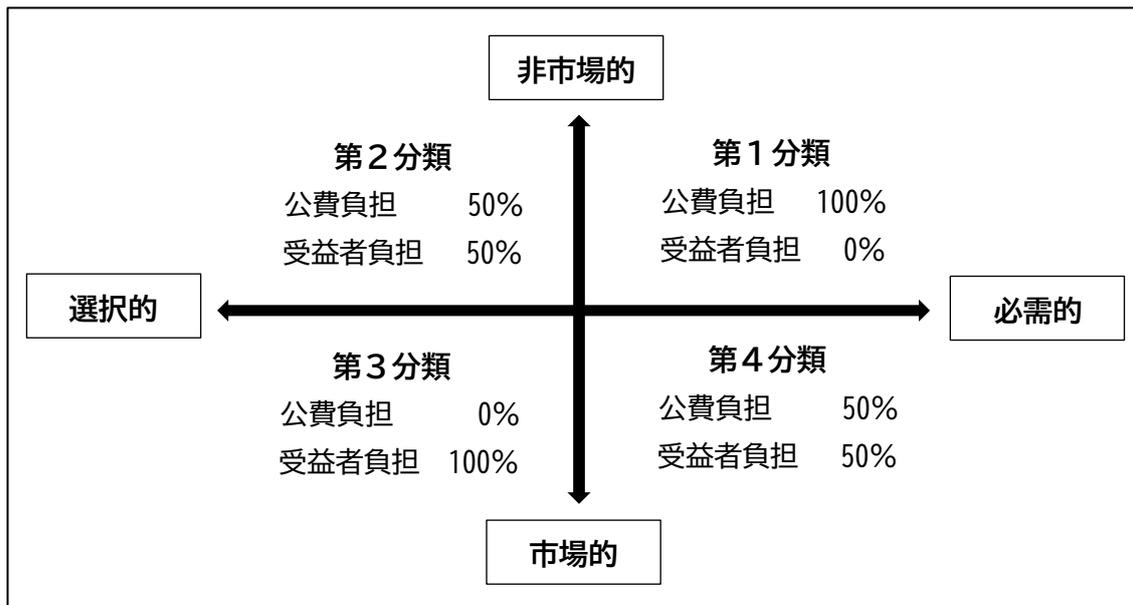
- ①人件費：施設の維持管理等やサービスの提供に、直接従事する職員に要する費用
- ②物件費：施設の維持管理等やサービスの提供に要する費用

○原価の内訳

原 価	人件費 (直接的 人件費)	正規職員	給与（児童手当、共済費等含む） 一般会計の全一般職員の平均人件費から算出することとし、その業務に携わる職員数とその業務に係る業務割合を加味した数値を用いて算定する。
		会計年度任用職員 (フルタイム)	給与（給料、期末手当、通勤手当、社会保険料等） その業務に携わる職員数とその業務に係る業務割合を加味した数値を用いて算定する。
		会計年度任用職員 (パートタイム)	給与（報酬、期末手当、通勤手当、社会保険料等） その業務に携わる職員数とその業務に係る業務割合を加味した数値を用いて算定する。
	物件費	需用費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕費
		役務費	通信運搬費、保険料等
		委託費	保守点検委託料等
		使用料及び賃借料	機器のリース料等
		備品購入費	減価償却費含む
		その他	建物の維持管理・運営に係る経費

○原価に算入しない費用

種類	理由
土地の取得に要した費用	土地は年数の経過により資産価値が減少するものでなく、また、施設が廃止された後も市民の資産として残るため
建設費、大規模修繕費 ^{※1} 高額備品購入費 ^{※2}	市の施策として、それぞれ目的を持って建設（購入）された「市民全体の財産」であり、誰もが受益者になりえるため



※公費負担と受益者負担の割合については、施設分類を複雑にしないため、原則として 0%、50%、100%の3種類とします。ただし、施設のサービスの性質や民間との競合の状況を考慮して、別に負担の割合を設定することができるものとします。

※公共関与の必要性や収益性は、複数の性質を持つ施設であっても、公の施設の中の会議室、ホール、運動場といった部分ごとに判断するものではなく、公の施設全体の性質、法や条例に規定された公の施設の設置目的に沿って判断することを基本としますが、それにより難しい場合は、個別に判断することも可能とします。

③ 施設の性質別分類

ア 基本的にコストは公費で負担とするもの【公費：100%】

- 第1分類<必需的・非市場的施設>

【例】道路、公園、学校施設、図書館等

イ 公費と受益者の負担を半々とするもの【公費：50% ・ 受益者：50%】

- 第2分類<選択的・非市場的施設>

【例】体育施設、文化施設等

- 第4分類<必需的・市場的施設>

ウ 基本的にコストは受益者が負担とするもの【受益者：100%】

- 第3分類<選択的・市場的施設>

【例】駐車場等

(5) 使用料の算定方法

使用料の算定は、算定基礎となる原価の明確化、受益者負担割合の設定等の考え方に基づき、利用形態別に分類して算定を行います。

① 一定区画を占有して利用する場合の算定（会議室やホール等）

ア	$1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 時間あたりの単価}$ $\text{施設全体の原価} \div \text{貸出対象総面積} \div \text{年間貸出可能時間}^*$
イ	使用料 $1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 時間あたりの単価(ア)} \times \text{使用面積} \times \text{使用時間} \times \text{受益者負担割合}$

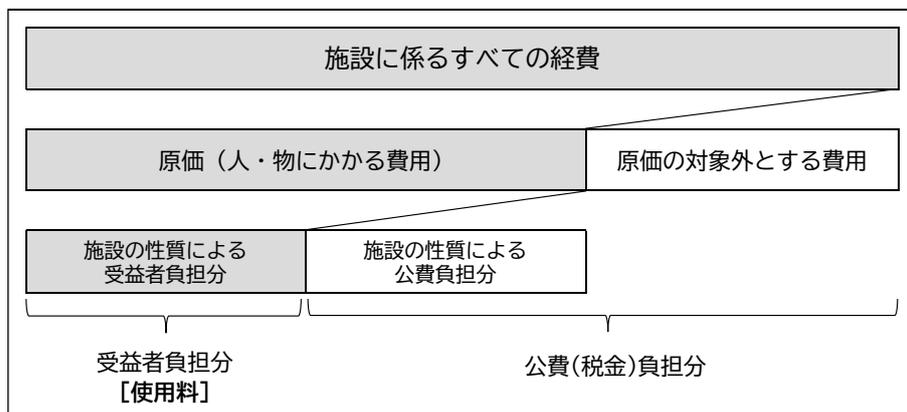
※年間貸出可能時間：過去の使用実績を基に設定した使用予定時間

② 個人利用の場合の算定（博物館、プール等）

$1\text{ 人あたりの使用料} = \text{施設全体の原価} \div \text{年間利用者数} \times \text{受益者負担割合}$

※上記の方法による算定が適当でないものがある場合は、適切な方法により使用料算定を行います。

【算定方法のイメージ】



(6) 空調設備、音響設備、舞台装置、照明設備、物品など施設に附属する設備や備品は、利用者によって使用する場合と使用しない場合があります。これら附属設備及び貸出備品の使用料は、統一的な基準による料金算定が困難なため、公の施設等を管理する部署において適切な料金を設定することとします。

3. 手数料の設定の考え方について

(1) 本考え方の対象となる手数料

地方公共団体の事務で特定の者のために行う役務の提供に対し、地方自治法第227条の規定に基づき、その事務に要する費用として徴収するもので、条例によって定められている料金とします。ただし、以下については対象外とします。

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令により標準額が定められているもの

(例) 戸籍事務手数料等

○別の基準により定められているもの、又は本方法による算定等が適切ではないもの

(例) 上下水道に関する手数料、名護市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例に規定する手数料等

地方自治法（抜粋）

（手数料）

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

(2) 手数料の算定方式

手数料は、「原価」と「受益者負担割合」に基づく算定方式とします。

$$\text{手数料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合} (100\%)$$

(3) 原価の算定

使用料と同様に、サービス提供に要する経費（人件費＋物件費）の積み上げにより原価を算入します。

(4) 性質別分類と受益者負担割合

手数料は、特定の者の利益のために発生した事務に係る経費であることから、受益者負担割合は100%とします。

(5) 手数料の算定方法

① 1件あたりの人件費 = 1分あたりの人件費 × 1件あたりの処理時間(分)

※ 1件あたりの処理時間は標準処理時間とし、できる限り平均的に当該処理に係る時間のみを算入します。

② 1件あたりの物件費 = 物件費 × 物件費投入割合 ÷ 年間の処理件数

※ 物件費投入割合は、消耗品や事務機器使用料等で、複数の事務に係る費用のうち、当該事務に直接要した部分の割合とし、処理時間数や処理件数の按分等により算出します。

※ 電算に係る費用については、行政が本来行うべき業務(住民情報等を保管するシステムの管理・運用)と、個人利用のために本来業務から派生した業務(証明書発行用端末機等の管理・運用)とを区別し、後者にかかる費用をコストとして算入します。

③ 1件あたりの手数料 = (① + ②) × 受益者負担割合

4. 使用料等の調整について

(1) 類似施設の使用料の調整

目的・性質・規模を同じとする類似施設は、施設により使用料の格差が生じないように比較検討を行ったうえで使用料を設定します。(例：類似施設の平均使用料を適用)

(2) 近隣自治体及び市場価格との均衡

近隣市町村や民間施設と比較して金額に大きな格差が生じるような場合は、必要な調整を行うこととします。

(3) その他個別事由による調整

各施設や手数料事務の特性及び現状を踏まえ、必要に応じ、個別の調整を行うことができることとします。

5. 考慮すべきその他の事項

(1) 急激な負担増への配慮

本考え方に基づく見直しの結果、使用料等の大幅な改定が必要となる場合は、利用者の急激な負担増に配慮し、次のとおり激変緩和措置を講じるものとします。

現行料金	改定率の目安
100 円以下	2 倍
100 円超え、500 円以下	1.5 倍
500 円超え、2,000 円以下	1.4 倍
2,000 円超え、10,000 円以下	1.3 倍
10,000 円を超える	1.2 倍

(2) 使用料等の減免措置について

使用料等は、利用者と利用しない者との負担を公平に扱う観点から徴収されるものであるため、利用者であれば一定の使用料等を支払うことを原則としながらも、地域や団体活動の支援・活動促進、あるいは緊急時や生活弱者等への配慮といった政策的な視点から、特例的に減額・免除の規定が設けられ、これまで施設利用率の向上と併せて一定の成果を納めています。しかしながら、減免措置はあくまで受益者負担の例外であり、例外が際限なく広がることは、「受益と負担の適正化」に反することとなります。したがって、「負担の公平性」、「施設の設置目的やその特性」等を十分に考慮し、取扱いの適正化を図ることとします。

(3) 営利目的利用者の取扱い

営利・営業・宣伝を目的とした利用の場合、割増料金を設定できることとします。ただし、割増料金は、施設の設置目的や性質等のほか、利用状況、稼働率などを考慮した上で設定することとします。

※割増し料金については、条例で規定する必要があります。

(4) 市外利用者の取扱い

施設等における費用は、市費（税）負担であり、公平性・公正性を確保する観点からも、市外利用者が公共施設を利用した場合の使用料について、割増料金を設定できることとします。ただし、割増料金は、施設の設置目的や性質等のほか、利用状況、稼働率などを考慮した上で設定することとします。

※割増し料金については、条例で規定する必要があります。

(5) 指定管理者制度導入施設について

指定管理者制度を導入している施設の使用料についても、本考え方にに基づき算定することとします。ただし、利用料金制※を導入している施設の使用料及び利用料金（指定管理者が定める料金）の見直しについては、施設所管課と指定管理者が協議し検討することとします。

※利用料金制：公の施設の利用に係る料金を指定管理者の収入とすることができる制度